

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A集(平成29年6月23日版)

No	質問・要望等	回答
1	通所型サービスで、要支援2の方は週2回程度の利用ができるとなっているが、希望で週1回しか利用しない場合に、週2回程度の単位数で請求してもいいのか。	要支援2の方については、週1回の利用の場合も要支援2の単価で請求してください。
2	ケアマネジメント計画書は従前のものを使用することだが、事業対象者の場合も同様なのか。また、地域包括支援センターから出されるプランの様式について、現在は各包括から出される様式が異なっているが(A4版・A3版等)が、これもこのままでいくのか。	計画書、地域包括支援センターから出されるプランの様式とも従前のものをそのまま使用していく方針ですが、今後包括支援センターとの相談の中で、様式を統一することも検討したいと考えています。
3	みなし事業所の指定期間について確認したい。また、仮に一度受けた指定を取り消す場合の手続は。	みなし指定の期間は平成30年3月末日までです。その後は、市の指定を受けて総合事業を実施していただくことになります。また、市の指定期間は6年間であり、その途中で指定を辞退したいといった場合は、その届けを出していただくことになります。
4	ケアマネジメントについては、訪問型サービスAの緩和型についても必要なのか。	必要です。
5	現在、都の介護予防通所介護事業所の指定を受けていない場合は、平成29年4月から総合事業によるサービスを提供する場合には、市の指定を受ける必要があるのか。	そのとおりです。指定申請手続に関する情報は、市ホームページでお知らせしております。
6	緩和型A指定型の有資格者、無資格者のサービスの請求の方法について、月4回有資格者によるサービスがプランに位置付けられている場合、そのうち1回だけ都合により無資格者が従事した場合の請求の方法は。	有資格者のサービスでプランを作成している場合は、無資格の方が従事していただくことはできません。必ず有資格者の方に従事していただくようお願いします。
7	研修については、市と事業所双方が実施できることとしたことだが、市の認定ヘルパーであり、質の確保が重要であると考えため、まずは市が実施してほしい。	平成29年度に市が研修を実施します。
8	基本チェックリストの判定基準は、旧二次予防事業と同じ基準で良いか。	基本チェックリストの判定基準については、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(平成27年6月5日付老発第0605第5号厚生労働省老健局長通知別紙)の57頁を御参照ください。
9	基本チェックリストに記載する身長や体重は、その場での実測ではなく本人等の申告で良いか。	基本チェックリストに記載する身長や体重は、従来どおり本人からの申し出の数値で差し支えありません。
10	総合事業のサービス開始後、基本チェックリストでの再評価は、どのくらいの間隔で実施すべきか。	特に定めはありませんが、対象者にADL等の変化があったと思われる時点で、適宜実施してください。
11	要支援2となった方が総合事業でサービス利用する時の料金は、例えば第1号通所介護の場合は週2回の料金となるのか、週1回なら週1回の料金となるのか。	第1号通所及び訪問介護サービスの報酬又は自己負担額については、作成したケアプランに基づく料金となります。
12	訪問介護利用者の負担額軽減制度(武蔵村山市訪問介護等利用者負担額助成事業)について、総合事業へ移行した対象者はその制度が継続されるのか。	第1号訪問介護事業は対象とはなりません。そのため、今まで助成を受けていた方が第1号訪問介護事業に移行した場合は、その助成は受けられなくなります。

No	質問・要望等	回答
13	お元気度チェック票は、要介護認定申請を行う場合には市へ提出不要とのことだが、地域包括支援センターで保管する必要があるのか。	お元気度チェック票は、地域包括支援センターにおいて保管する義務はありませんが、相談経過等を把握するために、保管又はデータ化することが望まれます。
14	地域包括支援センターにおいて事業対象者と判定され、その後、最終的に市で決定されるまでは、サービス利用ができないのか。	原則として、基本チェックリストの判定をもって事業対象者とすることから、最終的に決定が変わることはありません。ただし、サービスの利用が開始できる日は、介護予防サービス計画作成等依頼届出書のサービス開始年月日に記載されている日付以降となります。
15	二号被保険者は要支援認定が出れば総合事業が使えるということで良いか。	二号被保険者は必ず要介護申請を行い、その結果として要支援認定が出れば、総合事業の第1号訪問介護・通所介護サービスを利用することができます。
16	要支援の方が、更新の際に総合事業へ移行する場合、基本チェックリストの実施はいつから行って良いか。	要支援認定の更新のお知らせが到達後であれば、いつでも実施することができますが、サービス開始年月日は要支援認定有効期間満了後になります。
17	現在要支援の方が、自身の認定有効期間満了を待たずに、基本チェックリストを実施してサービスを利用できるか。	平成29年度に限り、必ず認定有効期間満了後に総合事業へ移行してください。 なお、総合事業サービスを利用するために、要支援認定を取り下げることができません。
18	更新認定申請書類一式に、介護予防サービス計画作成等依頼届出書は入れないのか。	入れないこととします。
19	本市の事業対象者で総合事業を利用していた方が、他市に転出した場合、転出先ではどのような取扱いになるか。	武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A(その1)のNo.39を参照してください。
20	対象者が、すぐに総合事業サービスを利用したい場合など、総合事業に暫定利用の考え方はあるか。	総合事業では、原則として暫定利用という考え方はありません。すぐにサービスの利用をご検討の場合には、高齢福祉課へご相談ください。
21	第1号訪問介護サービスの基準緩和型の事業所は決定しているか。	市ホームページ【ページ番号 1006536】で公開しております。 今後、追加等変更があった場合は、随時更新する予定です。

平成29年6月21日作成